



2017年7月18日
全国港湾17発第1号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎
全国港湾安全対策委員会
対策委員長 柏 木 公 廣



荷役機器（サイドリフター）不備を起因とする重大災害に係わる緊急点検に関する指示

2017年5月31日に東京港大井埠頭バンプールに於いて、荷役機器(サイドリフター)不備を起因とする重大災害(平成29年6月7日付、港湾貨物運送事業労働災害防止協会発信「会員外死亡災害情報」参照)が発生した。

この重大災害の背景として、サイドリフターによる空バン荷役の際、コンテナコーナーフिटティング(キャストリング)に対し、ツイストロックが完全にロックされていないにも関わらず、安全装置(リミット若しくはセンサー等)が誤作動(半掛けの場合は安全装置作動によりストップする)を起こし、半掛け状態で作動し落下したものである。また、東京港以外の港湾でも同様のケースが発生している。

については、各単組・地区港湾は次の取り組みを実施されるよう指示する。

記

1. 各地区港湾は次の内容の取り組みを行うよう指示する。
 - (1) サイドリフターの安全装置が正しく作動するか、当該地区港湾の全ての対象荷役機器に対し緊急点検を実施すること。
 - (2) 緊急点検実施報告を書面で以て全国港湾安全対策委員会へ行うこと。
 - (3) 緊急点検の結果、荷役機器不備が判明した際は、本指示内容の不備に係わらず、使用を停止すること。
 - (4) その他、不明な点等あれば全国港湾安全対策委員会まで連絡されたい。
2. 各単組は次の内容の取り組みを行うよう指示する。
 - (1) 本指示について縦指示を取り組むこと。
 - (2) その他、不明な点等あれば全国港湾安全対策委員会まで連絡されたい。

以上

<添付>平成29年6月7日付、港湾貨物運送事業労働災害防止協会発信「会員外死亡災害情報」